土 総 第 ７８６ 号

令和4年2月7日

島根県建設産業団体連合会長　 様

島根県土木部土木総務課長

（建設産業対策室）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　島根県土木部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等となった場合における

エッセンシャルワーカーとしての取扱い等について　　　　　(通知)

平素より、本県行政、とりわけ土木行政に関しまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県内でも新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されているところですが、厚生労働省等からの通知を受けて、別添（写）の通り、土木部の各地方機関等へ通知をしておりますので、ご承知おき下さい。

なお、各事業者の皆様には、その他、特に下記の点にご留意ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1. 社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）の定義　　　【抜粋】

●企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者

　　　・安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、

廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）

1. オミクロン株の陽性患者の濃厚接触者としての待機期間等の扱い
2. 実際に該当者の待機期間を短縮するか否かの判断は、受注者にて行っていただくことになります。　　（あくまでも、できる規程です。）
3. 事案発生後、待機期間を短縮する場合は、管轄の保健所へご相談下さい。

（事案発生前での保健所への相談等は、業務過多となり、ご遠慮下さい。）

　　　 (3) 感染状況の変化等により、待機日数等は変動することがありますので、ご承知おき下さい。

　３．参考　（別添：関係文書）

　本県健康福祉部感染症対策室からの依頼文書

併せて添付しています厚生労働省からの通知等については、感染状況

等により、随時変更されますので、最新版は同省のHP等をご確認下さい。